

ところである」と述べている。そして一連の判決のなかで初めて意見を述べた横田裁判官も、同種の意見を述べている。

また、宮川光治裁判長は反対意見として、10.23通達に基づく職務命令が憲法19条に違反するとともに教育の自由からも問題があり、また処分の差止請求が認められると判断している。そして、「思想の多様性を尊重する精神こそ、民主主義国家の存立の基盤であり、良き国際社会の形成にも貢献するものと考えられる」としたうえで、「自らの真摯な歴史観等に従った不起立行為等は」「少数者の思想の自由に属することとして、許容するという寛容が求められている」と述べている。

わたしたちは、多くの方々と協力し、上記補足意見の趣旨を踏まえて、都立学校で「自由で闊達な教育が実践されていく」よう、また、今後も、生徒に対する国歌の起立斉唱の強制とならないよう求め続けていく。

さらに、下級審に係属している事件の支援等を通じて、宮川裁判長の反対意見が多数意見となるよう訴え続けるとともに、教育の場における思想・良心の自由獲得と、教育行政の教育への不当な支配排除のための活動が続けることとする。

2012年2月9日

国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟（予防訴訟）原告団・弁護団

「日の丸・君が代」強制反対予防訴訟をすすめる会